

ごうどさくら祭り出店者募集について

下記のとおり出店者募集をしますので、出店を希望される方は必要書類を2月16日(金)までにご提出ください。

イベント名	ごうどさくら祭り
主催	神戸町
趣旨	神戸町の輪中堤防の桜をより多くの皆さまに知っていただき、観光名所のひとつとして定着させる。
内容	輪中堤防に出店スペース(テント設営)、休憩所を設置。 花見客に食品、飲料等の販売を行う。 設置テント1コマ(間口360cm×奥行360cm)横幕4方向 キッチンカー可(要:事前相談)
募集店舗数	8店舗程度
期間	平成30年4月1日(日)、7日(土)、8日(日)
出店時間	午前10時から午後4時まで
出店場所	神戸町大字瀬古地内輪中堤防(別紙資料参照)
募集要項	別紙
提出書類	①出店申込書、②同意書、③従事者一覧表
募集期間	平成30年2月1日(木)~2月16日(金)
審査結果	平成30年2月28日(水)までに通知します。
申込先	安八郡神戸町大字神戸1111番地 神戸町役場ふるさと発信課 ごうどさくら祭り事務局 TEL:0584-27-3111(内線261)担当:大場

◎出店時間については、選定後調整可能です。

◎出店者負担金は、総売り上げの5%とします。

ごうどさくら祭り売店等出店募集要項

1. 出店資格

出店資格については、当イベントの趣旨を理解し、神戸町の観光事業に積極的に協力する意思があり、かつ次の各号の全てに該当する方がお申し込み可能です。

なお、お申し込みは、複数の個人及び法人からなるグループでも可能です。

- ・ 飲食業の場合は現在まで引き続き2年以上自ら営んでいること
- ・ 納期限が到来した法人税、法人県民税、法人市民税、固定資産税を完納していること
ただし、個人の場合は、所得税、県民税、町民税、固定資産税を完納していること
- ・ 過去2ヶ年において保健所長から営業停止等の行政処分を受けたことがないこと
- ・ 業務を的確に遂行するために必要な知識、技能、経験及び資力並びに社会的信用等を有していること
- ・ 本人、従業員の健康管理が良好であり、衛生教育を定期的に行っていること

次の各号のいずれかに該当する方は申請できません。なお、複数の個人または法人からなるグループが申し込む場合は、当該グループを構成する個人または法人の代表者それぞれに適用します。

- ・ 破産の宣告を受けており、その復権を得ていない者
- ・ 懲役もしくは禁固の刑に処されその執行が終わらない者、または、禁固以上の刑に該当する罪を犯した 容疑をもって拘留もしくは起訴され、判決が確定に至るまでの者
- ・ 成年被後見人または被補佐人
- ・ 未成年者

2. 出店者負担金

- (1) 出店者負担金は、総売り上げの5%とする
- (2) 出店者負担金は出店期間終了後、売上金額報告書を提出し、事務局が発行する納付書にて、速やかに役場会計窓口を支払うこと

3. 売店等出店における遵守事項

- (1) 売店出店期間終了後は、速やかに出店者の負担で原状回復をすること。
- (2) 出店場所並びに周辺の美化に努めること。
- (3) 必要以上の営利目的となる広告物等の設置を行わないこと。
- (4) 保健所の許可が必要な商品を販売する場合は、事前に出店者の責任で申請し、その許可書の写しを出店日の前日までに提出すること。
- (5) 食品販売の場合は、食品衛生法等の規定並びに基準を守り、適正に販売すること。
- (6) 設営準備、営業に伴い発生した廃棄物等は、出店者で持ち帰ること。

- (7) 火気を使用する場合は、周辺の安全対策と火災防止に努めること。
- (8) 販売する商品等は適正な表示を行い、価格を明示すること。
- (9) 出店申込書記載以外の商品等を販売しないこと。
- (10) ガス、電気、給水タンク等は出店者で用意すること。
- (11) 危険物等を持ち込まないこと。
- (12) 搬入及び搬出時は、歩行者の安全を第一に考えること。
- (13) 出店並びに販売内容等にクレーム等があった場合、また事故等が発生した場合は速やかに事務局に連絡し指示を仰ぐとともに事後処理にあたること。
- (14) 他の施設、設備等を損傷し又は損害をあたえないこと。
- (15) 他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれのある行為をしないこと。

4. 出店者選定方法等

申請書類を事務局で審査し選定します。また、選定結果の公表等はしません。

5. 許可の取消

許可書発行後及び出店中に次の各号のいずれかに該当した場合は出店の許可を取り消させていただきます。

- (1) 提出書類に偽りがあった場合
- (2) 遵守事項を守れなかった場合
- (3) 出店中に営業停止処分等をうけた場合
- (4) その他事務局が必要と認めた場合

6. 損害賠償

出店者は、来場者等第三者への損害を与えたときは賠償の責任を負うこととします。事務局は一切責任を負いません。

7. その他

- (1) 審査結果後、選定された者には、出店許可証を交付いたします。出店時は出店許可証を掲示してください。
- (2) 出店者は、事務局担当者と十分に調整したうえで出店してください。
- (3) 出店申込書提出後、販売内容の追加及び変更は原則として認めません。また、提出書類等は審査等が終了しても返却いたしません。
- (4) 提出書類等の複製をする場合があります。また、これらの情報を公開する場合があります。

【事務局で準備する備品、その他注意事項】

- ・テント：1 コマ（間口 360cm×奥行 360cm）横幕 4 方向
- ・折りたたみテーブル（180cm×45cm）×4 台
- ・折りたたみ椅子×3 脚

※照明等、電気設備はなし。給排水設備なし。

※トイレ、駐車場は、中央スポーツ公園、ばら公園いこいの広場を利用してください。

※夜間、4月2日（月）～6日（金）は無人となります。食材、備品等の管理は各自でお願いします。

【出店場所】

神戸町大字瀬古地内

